

技能職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの職員数・平均給与・平均年齢

H19. 4. 1現在

区分	福井市				全国地方公共団体平均		全国市平均		民間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全体	316人	47.3歳	346,267 円	385,290円	46.8歳	385,900 円	—	—	—	—	—
調理技師	166人	46.9歳	335,971 円	357,130円	47.2歳	345,448 円	47.3歳	346,114 円	調理士（福井県）	41.1歳	241,300 円
施設技師	61人	47.9歳	345,030 円	370,078円	48.7歳	378,750 円	48.7歳	366,621 円	用務員（全国計）	53.9歳	227,200 円
環境技師	53人	42.6歳	336,292 円	414,052円	44.4歳	428,850 円	44.6歳	413,458 円	廃棄物処理従業員（全国計）	43.3歳	299,800 円
その他	36人	54.7歳	410,525 円	468,272円	—	—	—	—	—	—	—

※1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成16～18年の3ヶ年平均)

※2 技能職員の職種と民間の職種等については、福井市が正規職員のみを対象としているのに対し、民間データは短期雇用のアルバイト等の非正規職員を含んでおり、また、勤続年数のほか、業務内容、雇用形態等が一致しておらず、単純に比較することはできません。

(2) 職種ごとの年齢別の職員数

H19. 4. 1現在

区分	職員数	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
全体	316人	0	7	4	7	28	24	38	37	46	58	67	0
調理技師	166人	0	6	4	5	14	6	20	23	23	26	39	0
施設技師	61人	0	1	0	0	5	7	4	9	12	15	8	0
環境技師	53人	0	0	0	2	9	11	14	4	5	5	3	0
その他	36人	0	0	0	0	0	0	0	1	6	12	17	0

(3) その他の給与に関する事項

ア 給料表

一般職給料表を適用しています。平成18年4月には、国の給与構造見直しに伴い、給料表の水準を平均4.8%引き下げました。

イ 手当

一般行政職と同種の手当を適用しています。なお、技能職員に支給している特殊勤務手当については、次のとおりです。

H20. 4. 1～

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
特殊自動車運転手当	大型特殊自動車等の運転作業に従事した職員		300円～500円/日
清掃作業手当	環境事務所に所属する職員	廃棄物の収集・運搬・処理業務	600円～900円/日
汚染作業手当	下水道部に所属する職員	下水道管きょ等の清掃業務等	450円/日～1,600円/回
危険作業手当	高所作業、毒物・火薬・高圧ガスの取扱等の危険作業		250円/日
除雪作業手当	除雪作業に従事した職員	警報発令下・夜間の除雪作業等	300円～600円/日
深夜勤務手当	クリーンセンターに所属する職員	正規の勤務時間における夜間の塵芥処理等の業務	1,000円/勤務
特殊現場作業手当	道路課に所属する職員	道路のアスファルト舗装補修作業	300円/日
特殊施設勤務手当	正規の勤務時間が1週間を通して交代制勤務とされている場合、年末年始に勤務した場合		2,000円/日～12,000円/月

ウ 昇給

毎年1月1日に勤務成績に応じた号給数を昇給します。昇給号数の標準は4号給（55歳以上の職員は2号給）ですが、平成21年度までの間は、抑制措置として3号給（55歳以上の職員は1号給）としています。

2 基本的な考え方

平成18年8月に作成した「福井市行政改革の新たな指針」に基づき、技能職員を含めた職員数および給与の適正化、人材育成の推進、民間委託等の推進に取り組んでいきます。

3 具体的な取組内容

給料については、技能職員も含めた人事評価制度の中で、勤務成績に応じた昇任・昇格及び昇給の制度の確立を図ります。

特殊勤務手当については、平成20年4月から清掃作業手当の引き下げを実施します。引き続き、国や県、他市の状況と比較するとともに、社会情勢や業務内容の変化にあうものかどうかの総合的な点検を行い、その必要性・妥当性を随時検討します。

今後も、給与制度については、国・県などの動向を注視しながら、必要な見直しを検討していきます。

4 その他

市民サービスの質を維持しつつ、事務事業の見直しを行いながら、指定管理者制度や民間委託等により、適正な定員管理に努めます。